

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課) 一
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の変更の届出 (障害福祉課) 一
- ふ化業者の登録 (畜産課) 一
- 保安林の指定の予定(四件) (森林整備課) 一
- 都市計画事業の事業計画変更の認可(二件) (都市計画課) 四
- 教育委員会 教育委員会 四
- 教育委員会定例会の開催 公安委員会 四
- 警備業法第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施 正 誤 五
- 宮城県公報第一九七六号中 六

告 示

○宮城県告示第四百七十五号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五條第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同條第五項で準用される第十條第二項の規定により告示する。

平成二十二年五月七日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 オリカ

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 代表者の氏名 渡邊 美智子
- 二 主たる事務所の所在地 仙台市若林区上飯田一丁目三番二十九号
- 三 定款に記載された目的 この法人は、年齢や障害の程度を問わず、支援を要する人に対して、食事の提供や生活支援・リハビリに関する事業を行い、様々な事情により支援を要する人を支え、またそれによって地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十二年四月十六日

○宮城県告示第四百七十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四十六條第一項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨届出があったので、同法第五十一條第二号の規定により告示する。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	設置者名	事業所の名称及び所在地		変更年月日
		変更前	変更後	
○四一五四〇〇四一五	株式会社ツクイ	総合福祉ツクイ南仙台支店 仙台市太白区西中田四丁目十二・一	総合福祉ツクイ南仙台 仙台市太白区西中田四丁目十二・一	平成二十二年三月三十一日
				平成二十二年四月一日

○宮城県告示第四百七十七号

養鶏振興法(昭和三十五年法律第四十九号)第七條第一項の規定により、次のとおりふ化業者の登録をした。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

登録番号	登録年月日	氏名又は名称及び住所	ふ化業者の名称及びその所在地
二二二・一	平成二十二年四月二十八日	株式会社森野卵場宮城工場 石巻市三輪田字引浪前三十六番地一	株式会社森野卵場宮城工場 石巻市三輪田字引浪前三十六番地一

○宮城県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

石巻市北上町女川字大峯一の一・字育の神一の一（以上二筆）について次の図に示す部分に限る。（）、字小倉一

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

石巻市皿貝字一盃清水一の七から一の一〇まで、一の一三、一の一五から一の一七まで、一の一九から一の一三三まで、一の一五から一の一三六まで、一の一三九、字土屋沢山一七の八五から一七の一〇一まで、一七の一〇三から一七の一五五まで、一七の一七、一七の一八、一七の一〇、一七の二二、一七の二二から一七の二二五まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、択伐による。

字一盃清水山一の九・一の一〇・一の二二・一の三三・一の四五・一の二六・一の三三・一の三四・字土屋沢山一七の八五・一七の八七・一七の八八・一七の九〇・一七の九三・一七の一〇八・一七の一〇・一七の一五・一七の二三・一七の二五（以上一八筆）について次の図に示す部分に限る。（）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。（）

○宮城県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字高平四〇の三二、四〇の四四・文字新田四一・四二・五一・五二・五三（以上六筆）について次の図に示す部分に限る。（）、五四の一、文字荒砥沢五二の七（次の図に示す部分に限る。（）、五二の一四、文字上向二の三七、文字海草五八の八、沼倉耕英東一一四の二・一六〇の二から一六〇の三まで（以上四筆）について次の図に示す部分に限る。（）一六二、一六〇の一地先・一六〇の二地先・一六二地先（以上三筆地先。次の図に示す部分に限る。（）

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

文字高平四〇の三三・四〇の四四・文字新田四一・四二・五一・五二・五三・五四の一（以上八筆）について次の図に示す部分に限る。（）、文字荒砥沢五二の七、五二の一四・文字上向二の三七・沼倉耕英東一一四の二（以上三筆）について次の図に示す部分に限る。（）、一六〇の二から一六〇の三まで、一六二（次の図に示す部分に限る。（）、一六〇の一地先・一六〇の二地先・一六二地先（以上三筆地先。次の図に示す部分に限る。（）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備

備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市花山字本沢切留一の一、字本沢小川原一の七、六の一、六の二、字本沢滝ノ沢一の一、

字本沢天ヶ沢七の二、字本沢軽井沢一五の一（次の図に示す部分に限る。）、字本沢金沢三二

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字本沢切留一の一・字本沢小川原六の一・六の二・字本沢軽井沢一五の一・字本沢金沢三二

（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは次のとおりとする。

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第四百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十二年五月七日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉字花刈岳二の二・四・五の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

二一 保安林予定森林の所在場所

大崎市鳴子温泉鬼首字小向原八の三、八の一八、鳴子温泉字前森一四、一四の一から一四の二

四まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、択伐による。

字小向原八の三（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

三一 保安林予定森林の所在場所

<p>四 事業地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>三 事務所の所在地 宮城県</p> <p>二 施行者の名称 宮城県 三・四・百七十五号 三軒茶屋岩沼線</p> <p>2 名称 仙塩広域都市計画道路事業</p> <p>1 種類 一 都市計画事業の種類及び名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p>	<p>大崎市鳴子温泉字中道一四の一、一六、四九の一、字前山二六、二九、三〇、三三、三五、三六、字日向山一、五、九、一一、字原崎三七、三八</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定実施要件 立木の伐採の方法</p> <p>(一) 立木の伐採については、択伐による。</p> <p>(1) 次の森林については、択伐による。 字前山三三・三六・字日向山一・五・九(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)</p> <p>(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。</p> <p>(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。</p> <p>(4) 間伐に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び大崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>○宮城県告示第四百八十二号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。 平成二十二年五月七日</p>
<p>平成二十二年五月七日</p> <p>宮城県教育委員会</p>	<p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 なし</p> <p>○宮城県告示第四百八十三号 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、国土交通省東北地方整備局長から都市計画事業の事業計画の変更について次のとおり認可された。 平成二十二年五月七日</p> <p>一 都市計画事業の種類及び名称 宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>1 種類 栗原都市計画道路事業</p> <p>2 名称 三・四・二号源光町田線及び三・五・十六号小山内沢線</p> <p>二 施行者の名称 宮城県</p> <p>三 事務所の所在地 仙台市青葉区本町三丁目八番一号</p> <p>四 事業地</p> <p>1 収用の部分 変更なし</p> <p>2 使用の部分 変更なし</p> <p>教育委員会</p> <p>○宮城県教育委員会告示第十四号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。 なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。 平成二十二年五月七日</p> <p>宮城県教育委員会</p>

一日時 平成二十二年五月十四日 午後一時三十分

二場所 教育委員会会議室

三事件

1 平成二十二年政策評価・施策評価基本票の作成について

2 職員の人事について

3 障害児就学指導審議会委員及び専門委員の人事について

4 宮城県産業教育審議会委員の人事について

5 宮城県図書館協議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開始十五分前までに、所定会議の会場に参集した傍聴希望者に採り行うとす。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とす。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇一一一・一一一・三六一一）

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成22年5月7日

宮城県公安委員会委員長 島山 英子

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

イ 第1回

平成22年6月22日（火）から同年7月1日（木）までの土・日曜日を除く8日間（6月22日及び23日の2日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月24日から30日までの土・日曜日を除く5日間は午前9時30分から午後3時50分まで、7月1日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。）

(イ) 第2回

平成22年7月21日（水）から同月30日（金）までの土・日曜日を除く8日間（7月21日から23日までの3日間は午前9時30分から午後4時50分まで、同月23日から28日までの土・日曜日を除く4日間は午前9時30分から午後3時50分まで、同月29日は午前9時30分から午後2時50分まで、同月30日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時から修了審査を実施する。）

イ 追加取得講習

平成22年7月26日（月）から同月29日（木）までの4日間（7月26日から28日までの3日間は午前9時30分から午後3時50分まで、同月29日は午前9時30分から午後2時50分までとし、午後3時から修了審査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

新規取得講習は第1回が40人、第2回が30人、追加取得講習は10人。ただし、第2回の新規取得講習と追加取得講習どちらか一方が定員に満たない場合は、2つの講習を合わせて最大40人まで受け付ける。

4 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定期則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を要

けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

工 検定期則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定期則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

才 旧検定期則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込日において、1号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であって、前記(1) - ア～オのいずれかに該当するもの

5 受講手続き

(1) 申請受付期間

ア 第1回新規取得講習
平成22年5月20日（木）から同年6月2日（水）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）

イ 第2回新規取得講習及び追加取得講習

平成22年6月16日（水）から同月29日（火）までの土・日曜日を除く10日間（毎日午前9時から午後5時まで）

受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通（追加取得講習受講者のみ）

ウ 受講対象者に該当することを疎明する書面 1通

(ア) 前記4 - (1) - アに該当する者

最近5年間に、1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警

備業者の作成に係る警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4 - (1) - イに該当する者
1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4 - (1) - ウに該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

(ア) 前記4 - (1) - エに該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し

(ア) 前記4 - (1) - オに該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事していることを証明する警備業務従事証明書

工 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年宮城県条例第21号）第2条第1項の表63の項に基づき、新規取得講習受講者にあつては47,000円、追加取得講習受講者にあつては23,000円の額に相当する宮城県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課
（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）

出 張

○宮城県公安課 17777777（平日10時～18時）中

センター 総 務 課

課 長

課 長